

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|---|---|
| 部 課 室 等 名 | 健康福祉部 高齢介護課 管理係 | |
| 許 認 可 等 名 | 指定地域密着型サービス事業者の指定（指定の更新を含む。） | |
| 根 拠 法 令 | 介護保険法 | |
| 根 拠 条 項 | 第78条の2第1項（指定） 第78条の12において準用される第70条の2第1項（指定の更新） | |
| 連 絡 先 | （電話 621-5587） | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2及び第78条の4並びに徳島市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（平成25年徳島市条例第7号）に定めるとおり。 |
| | 参 考 事 項 | 介護報酬の解釈（社会保険研究所発行） |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更） |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由） | 総日数———日（休目を除く・休目を含む） 指定又は指定更新の申請があったときは、実地に出向き、基準を遵守しているか確認しているが、申請者との日程の調整や厚生労働省・県への照会に時間を要することもあり、審査に要する期間が申請ごとにまちまちであるため、標準処理期間の設定が困難である。 |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更） |